

「京都府障害者基本計画 後期重点計画（中間案）」 に対する府民意見募集結果（概要）

- 1 募集期間 平成21年12月17日（木）～平成22年1月16日（土）
- 2 意見提出件数 21人（団体）／87件
- 3 意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項 目	意見の要旨	府の考え方
計画の基本的な考え方	○障害者基本法第2条に定義される対象範囲では、とても狭く厳しい。障害者権利条約の趣旨に沿って、障害者の範囲を拡げるべきである。	●現在、国において「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、障害者基本法の改正など国内法の整備が進められているところであり、本計画においては、障害者基本法に規定された障害者のみならず、「発達障害者」、「高次脳機能障害者」や「てんかんのある人や難病に起因する身体又は精神上的の障害があつて生活上の支障のある人」も含んでおります。
理解と交流の促進	○「基本方針」に、障害のある人の権利条約の発効にも触れ、差別禁止・権利侵害対策にむけた啓発に取り組むとしているが、主な施策で具体化されておらず、抽象的な記述にとどまっている。今後「障害のある人の権利条約」を学習することは重要であり、これをテーマとした研修会を開催する等、新たな取組を具体的に盛り込むことを提案する。	●本計画は、今後5年間に取り組むべき施策の基本方針を定めるものであります。現在、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備が検討されており、その内容も踏まえ、今後、具体的な取組については、アクションプラン（障害者自立支援計画）の改定も含め検討してまいります。
教育の推進	○特別支援学校の地域における総合的な支援を行う体制を構築する際には、当事者を組み入れた支援体制を構築するべきである。	●京都府では「地域等連携推進事業」において、サポート体制の充実のため、特別支援学校の地域支援センターごとに「特別支援連携推進会議」を設置しています。この会議は、医療や福祉等

		の関係機関に加えて保護者等を構成員としており、被支援者にとっての有効性が実感できる相談支援となるよう努めています。
	○ろう学校の先生の手話の研鑽や幼稚園からの手話での指導をお願いしたい。	●府立聾学校においては、週一回の全校手話研修会を実施するなど、手話技法の充実に努めており、幼稚園においては2歳児からの早期相談において、手話教科書を活用した指導を行うなど、支援体制の充実・強化に努めています。
	○特別支援教育体制の充実は、教員の指導力の向上を図るだけでなく、当事者を教員として雇用し、教員の質の底上げが必要である。	●京都府では教員採用選考試験において「身体障害者特別選考」を実施し、身体障害者に教職への門戸を広げる取組を進めるとともに、全教員を対象とした研修会の実施など資質の向上に努めています。
	○医療的ケアが必要な児童・生徒が地域の小・中学校に在籍又は入学を希望した場合、看護師を配置する等の配慮されたい。また、入学する際には、その受け入れに対し、保護者の付き添いを条件としないこと。これらの対応に地域差が生じないよう積極的に医療的ケアの課題に取り組んでいただきたい。 (2件)	●就学の判断は、市町村が保護者・専門家の意見を踏まえて総合的に行うものであり、その結果、地域の小・中学校に在籍する場合には、保護者との相談の中で、医療的ケアへの対応を保護者をお願いし、了解を得て進めているところです。
福祉サービスの充実	○聴覚障害者を対象としたピアカウンセラーの養成及び設置をしていただきたい。	●聴覚障害者の方にも京都府身体障害者相談員をお願いしているところであり、その資質の向上や活動の充実を図ってまいります。
	○聴覚に障害のある子どもたちや兄弟、友達が、手話や口話を使って自由にコミュニケーションできるように京都府聴覚障害者協会で開催してい	●御意見の趣旨を踏まえ、市町村や関係機関などと連携し、地域活動支援センターや日中一時支援事業などの市町村地域生活支援事業の充実・強化を支援

<p>る「聴覚障害児のデイサービス事業」について、京都府や京都府教育委員会も一緒に考えていただけるようお願いいたします。また、放課後の事業として位置づけることは可能か。</p>	<p>してまいります。</p>
<p>○医療的ケアについて家族がそれを受容できずに、医療的ケアに踏み出せず、家族も本人も苦しむことが多くあり、こういった段階にも障害受容の心理的サポートが必要である。</p>	<p>●圏域の自立支援協議会での取組を通じ、市町村や関係機関と連携し、心理的サポートも含め相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。</p>
<p>○地域活動の支援について、「精神障害者や聴覚障害者、視覚障害者など障害特性に応じたヘルパーやボランティア」とあるが、「盲ろう者」を加えてほしい。 ○ヘルパー等の養成・確保について、「盲ろう者」を加えてほしい。</p>	<p>●様々な障害がある中、本計画では、3つの障害を「例示」として記述しているところですが、盲ろう者への通訳介助員等の養成も取り組んでいるところです。</p>
<p>○生活訓練の充実とコミュニケーションの確保について、「視覚、聴覚などの障害特性に応じた」とあるが、「盲ろう」を加えてほしい。また、「その訓練の場を提供又は支援します。」と加えてほしい。</p>	<p>●様々な障害がある中、障害特性に応じた支援を行うこととしており、本計画では、視覚、聴覚を例示として記述しているものです。</p>
<p>○相談支援の機能強化について、相談支援事業所の評価を実施するだけでなく、質の向上のための研修を行ったり、社会資源の開発や創設を積極的に支援する等の対策をお願いしたい。また、相談しようと思えるような工夫や相談して良かったと思えるような対応をしてほしい。 ○障害の種類が多岐にわたるため、各障害の特性を理解した、種別の専門相談員を置き、ネットワークを作って、連携を図っていただきたい。</p>	<p>●相談支援については、アセスメントやケアマネジメントの充実が今後とも必要であり、相談支援従事者研修等を通じて、相談支援従事者等の資質向上に努めるとともに、圏域の自立支援協議会において、ネットワークの構築や社会資源の開発などに取り組んでまいります。</p>

<p>○相談の困難事例には、入所希望をするも入所先がない状況であるため解決しないことが多々あります。機能強化のシステム作りや人づくりが必要だと考えますが、資源がなさすぎます。</p>	
<p>○障害者リハビリテーションの充実強化について、きこえや補聴器の相談にあたる言語聴覚士を複数設置していただきたい。また、聴言センター等支援機関を知らない人が多いことから、もっとセンター等の支援機関を広く啓発していただきたい。</p>	<p>●聴言センター等については、「障害者福祉の手引き」等の冊子を作成し、周知を図っているところであり、今後も周知に努めるとともに、御意見の趣旨を踏まえ関係機関と連携し検討してまいります。</p>
<p>○リハビリテーションの充実強化について、「脳性麻痺や低体重による重度障害『児』については」とあるが、大人になった重度障害者にも、ここに書かれていることが必要だと思う。また、ここに書かれている『医療ケア』とは、「医療とケア」ということなのか。「医療的ケア」なのか。</p>	<p>●脳性麻痺等による重度障害では、子供の時期のリハビリテーション等の実施がその後の状態に大きく影響を及ぼすことから、本計画では、重度障害児について特筆しているところです。また、継続したリハビリテーションが必要な重度障害者についても施策の推進に努めているところです。 なお、「医療ケア」は「医療的ケア」に訂正します。</p>
<p>○盲ろう者のように特殊なリハビリを必要とする者に関しては、専門のリハビリ支援センターを作ってほしい。</p>	<p>●御意見の趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体等と研究してまいりたいと考えています。</p>
<p>○南部難聴幼児サポートセンターの利用率が低いことを踏まえ、センターの普及に力を入れるべく、はっきりとした普及目標を設けるべきである。また、聴覚障害児に対する支援を北部でも充実してほしい。</p>	<p>●南部難聴幼児サポートセンターについては、聴覚障害児の療育機関がなかった府南部地域での学齢期前の児童やその保護者への支援を行うため、今年度新たに開設したところであり、今後とも保育所等関係機関への周知を図ってまいります。なお、北部地域においては、府立聾学校舞鶴分校に幼稚部が開設され、保護者相談等が行われている</p>

	<p>ところであります。</p>
<p>○発達障害者、高次脳機能障害者などこれまで法の狭間にあった障害者支援が府内のどの地域でも受けられる体制整備が必要。</p> <p>○サービス体系に発達障害や高次脳機能障害に特化したサービスを構築していくため準備が必要。また、発達診断ができる医師の派遣相談、精神科スタッフの発達障害についての研修体制、支援体制の充実強化が必要。</p>	<p>●本計画においては、障害者基本法に規定された障害者のみならず、「発達障害者」、「高次脳機能障害者」も含め、地域での支援体制の整備に努めてまいります。また、発達障害児等早期発見早期療育事業において、園医等を対象にした研修を実施しており、今後は受研対象を拡大するとともに、国立機関等が主催する研修への参加を引き続き、奨励してまいります。</p>
<p>○重度心身障害児者の生活の場として、住まいの場（府営・市営住宅）やグループホームの整備をぜひ充実させ、現実化させてください。施設から地域で生活するにはあまりにも選択肢が少なく不安でなりません。</p> <p style="text-align: right;">（4件）</p>	<p>●本計画では、地域移行を進めるため、グループホーム等の住まいの場の確保を重点施策として位置付け、国の特別対策事業（基金事業）なども活用しながら、計画的な整備を進めることとしております。また、グループホーム以外にも公営住宅や民間住宅への入居支援を行うこととしております。</p>
<p>○グループホームについて、障害者にとって間取りも多く、土地も広い適切な物件があっても市街化調整区域のため用途変更ができず断念せざるを得ない。</p> <p>○グループホーム・ケアホームの整備補助制度を使いやすいものに改善が必要である。（社会福祉法人とNPO法人等の両方を対象とする、賃貸と自己所有物件の両方を対象とする、消防法や建築基準法への対応、年度による工事期間の縛りなど）</p> <p>○グループホームの整備にあたって、活用可能な府営住宅などの府有財産の情報提供（物件紹介など）を期待している。</p> <p style="text-align: right;">（2件）</p>	<p>●御意見の趣旨を踏まえ、関係機関と連携し、グループホーム等の計画的な整備に努めるとともに、府有資産の活用につきましても、情報提供等積極的に取り組んでまいります。</p>

<p>○入所施設からグループホーム等への地域移行にあたっては、出身地に帰れる地域移行を目指すべきであり、府内全域での調整機能が必要ではないか。</p>	<p>●グループホーム等につきましては、第2期京都府障害福祉計画において市町村ごとに利用実績や利用者ニーズなどを勘案して利用者の見込量(数値目標)を定めており、市町村とも連携し、国の特別対策事業(基金事業)なども活用しながら、その整備に努めてまいります。</p>
<p>○グループホーム・ケアホームについて、障害のある人が障害年金だけで安心して地域生活を継続していくことは不可能な状況で、家族から生活費の補充がないと大変厳しい状況です。住まいの場の確保に向け、家賃補助を希望します。</p>	<p>●障害者自立支援法の施行に伴い、利用者の急激な負担増が強いられ、自立が妨げられないよう、全国に先駆け、障害福祉サービス等について独自の利用者負担の軽減措置を行うなどの取組を進めてきたところであり、今後とも、国において制度改正が確実に行われるよう求めていくとともに、障害のある方々が安心して生活できるよう、環境整備に取り組んでまいります。</p>
<p>○グループホーム・ケアホームの運営費の増額について、利用者が安心して暮らすには、世話人の定着が不可欠であり、例えば、病気になったとき等の対応が必要です。</p> <p>○福祉従事者の増加と仕事への定着について昨年の補正予算で期限付きの報酬アップがあったが、継続的な支給による安定した所得補償をお願いします。一般的に福祉従事者は収入が少ないといわれています。働き甲斐のある職業となることが大切で所得補償は欠かせません。</p>	<p>●昨年4月からの報酬改定や国補正予算に基づく処遇改善事業の実施など施設運営の安定化を図るとともに、職員の処遇改善に努めてまいります。</p>
<p>○障害者の地域生活移行推進には住宅の確保が重要。どの地域においても公的保証人制度の設立が必要。</p>	<p>●御意見の趣旨を踏まえ、市町村など関係機関と連携し、施策の推進に努めてまいります。</p>

<p>○入所施設について、移行者の目標数値は示されているが、入所施設の定員については触れられておらず、今後、入所施設は定員を減らしていくのか、維持拡大するのか方針が不透明。それを決定するのは京都府自立支援協議会の役割ですか。</p>	<p>●入所施設の定員につきましては、第2期京都府障害福祉計画において数値目標を掲げており、施設からの地域移行を進めることにより、定員は減少していくものと考えております。なお、計画策定にあたっては、京都府障害者自立支援協議会の御意見をお聞きしながら設定したものです。</p>
<p>○重症心身障害者や医療的ケアが必要な人であっても地域で暮らし続けられるよう、ケアホーム等の住まいの確保と同時に医療・福祉サービスの提供体制を整えるための方策を総合的に構築し、次のことについて喫緊に取り組んでほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重症心身障害児者・医療的ケアが必要な人の実数把握と意向調査 (2) サービス利用計画を作成する相談支援従事者に、福祉領域と医療領域の両方の知識を持った人材を配置 (3) 医療的ケアが必要な人が利用する日中活動系サービス事業所や社会参加活動をする場所に看護師配置の支援 (4) 日中活動系サービスや居宅介護サービスにおける非医療職の医療的ケア実施を進めるための研修事業等基盤整備 (5) 短期入所単独事業所に看護師配置の支援 <p style="text-align: center;">(2件)</p> <p>○重症心身障害児(者)通園事業は、当事者自身が、生活介護等の日中活動系サービスを希望しているが受入体制が整わないため当事業を利用してしているケースもある。各圏域の特性に応じ、生活介護事業に看護師配置支援をする等の柔軟な対応を考慮して欲しい。</p>	<p>●医療的ケアが必要な重度の障害児(者)が地域で安心して暮らせるよう、実態に即したサービス提供体制が構築できるよう、生活介護施設等への看護師の加配に対し、市町村と連携して支援してまいります。</p>

<p>○医療的ケアや強度行動障害など対応困難な障害のある人への対応について、京都北部に中核となる成人の医療的ケアの必要な人にも対応できる医療施設とスタッフ（コーディネーター・訪問看護師・医師）の整備が必要である。また、病院入院時のコミュニケーション支援体制の整備や単なる医療的ケアが保障されるだけでなく文化的な活動支援も行える体制整備が必要である。</p>	<p>●御意見の趣旨を踏まえ、市町村など関係機関と連携し、支援体制の整備に努めてまいります。</p>
<p>○在宅障害者の親の健康、所用、レスパイトのためには、ショートステイは欠かせないものです。しかし、障害者のニーズに対して数が絶対的に不足しているという根本的な問題があります。質、量ともにニーズに応えてもらいたい。</p> <p>せっかくショート施設ができて、なかなか前進できない原因には宿泊単価が昼間より安いことにあるのではないのでしょうか。人員の確保、安定した運営ができるよう資金の供給をしてほしい。</p> <p style="text-align: center;">（4件）</p>	<p>●御意見の趣旨を踏まえ、ショートステイの必要性に鑑み、本計画に位置付けるとともに、国の特別対策事業（基金事業）なども活用しながら、施設整備や処遇改善事業などに取り組んでまいります。</p>
<p>○計画では、重症心身障害児（者）通園事業を圏域1箇所とありますが、各地域の特性にあった（圏域の面積や医療機関数、障害児者数）施設整備が進むよう、各圏域の総合相談支援センターに、医療と福祉の両方を熟知した相談機能を設置し、ニーズの把握を通して、より効果的に医療的ケアの必要な人のサービス整備を進めていただきたい。</p>	<p>●圏域の自立支援協議会において各関係機関の連携により、サービス提供基盤の整備を進めてまいります。</p>

<p>○重症心身障害児(者)通園事業の事業所の経営状態は、通園だけをとって見たときA型、B型を問わず殆ど赤字を計上していると思います。国の事業だからと言って直に飛びつくのは色々と問題があると思います。</p> <p>また、事業所が通園生を選別するという事です。比較的元気な子供、どのように診ても重心とは見えない人たちを選んで通園日数を稼ぐ気持ち、本当の重症心身障害児(者)を忘れないように、事業所に対してご指導をお願いしたい。</p>	<p>●重症心身障害児(者)通園事業を行う事業所は国の協議により選定し、そこに通園する児童は管轄の児童相談所で決定されます。また、補助金の対象や金額については国の要綱で定められており、通園日数に応じて無制限に増やすことはできませんが、今後とも、適正な事業運営が図られるよう、指導・助言をしてまいります。</p>
<p>○ショートステイの補助金や、福祉施設人材確保・サービス向上補助金など、京都府下と京都市内とで補助金の有無や補助率の差を設けていることは、基盤整備状況の格差を生み出す原因になりかねない。京都府の責任において平等になるよう改善すべきである。</p>	<p>●京都市は他の市町村に比べ税収等財政規模も大きく、また、政令市であることから、その権限と責任の下に各種施策を実施しているところです。</p>
<p>○遠隔情報システムによる要約筆記について『生活訓練の充実とコミュニケーションの確保』の箇所に、取り入れてほしい。</p>	<p>●IT技術の活用はコミュニケーション支援にとって有効と考えられることから、御要望の技術の活用についても今後、関係機関とも協力して研究してまいります。</p>
<p>○権利擁護の推進について虐待防止については、国の立法措置や予算措置の動向も踏まえ、施策を展開すべき時期に来ており、主な施策の項目に入れるべきである。</p>	<p>●現時点では国の法整備の状況が不明確であるため、具体的施策については、今後、国の動向を踏まえながらアクションプラン（障害者自立支援計画）の改定も含め検討してまいります。</p>
<p>○成年後見制度の利用促進や市町村長の後見開始申立て等、京都府の主導で府下市町村での取組を推進することが期待されているので、抽象的な記述にとどまらず、積極的に推進す</p>	<p>●成年後見制度につきましては、地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」として、市町村の取組を支援しているところです。なお、御意見の趣旨を踏まえ、市町村や関係機関と連携</p>

	<p>るための事業を盛り込むなど、施策の充実を打ち出してはどうか。</p>	<p>して、施策の推進に努めてまいります。</p>
	<p>○一人で外出の困難な障害者に対しては、公共交通機関の整備されていない不便な地域において、ヘルパーや通訳介助員の自家用車利用などを認めて、平等に社会参加ができるよう、制度を工夫してほしい。</p>	<p>●御意見の趣旨を踏まえ、市町村や関係機関と連携し、制度の充実を検討してまいります。</p>
	<p>○親亡き後、わが子のことをよく知ってくれている施設が頼りです。施設の機能を充実していただき、また、本人の生活コーディネートと実生活支援者の確保をお願いします。</p>	<p>●圏域の自立支援協議会の構成員である市町村、府保健所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、関係機関や身体・知的相談員など、障害者に関わる全てのものが、地域生活を支えるシステムづくりを進めてまいりたい。</p>
保健・医療の充実	<p>○障害児の早期療育を図る体制を構築するためには、当事者も組み入れた体制にするべきである。</p>	<p>●早期療育の在り方を検討する発達障害者支援体制整備検討委員会や発達障害児等早期発見・早期療育支援事業「実施ガイドライン」作業部会には当事者家族も参画いただいております。今後も引き続き、当事者又はその保護者に参画いただく予定です。</p>
	<p>○在宅障害児・者を支えるための訪問看護・リハビリスタッフの派遣制度（介護保険にはあるが障害者支援にはメニューとして弱い）が必要。特に退院後の支援について強化が必要。</p>	<p>●在宅福祉の充実のため、地域における障害者医療・リハビリテーションを提供できる体制整備を促進します。</p>
	<p>○保健・医療の充実では、公費負担医療制度として、訪問看護療養費を福祉医療の助成対象として下さい。深刻な病気や障害であっても特定疾患に入っていないので、高額な訪問看護利用料の負担を続けています。 (2件)</p>	<p>●福祉医療の事業実施主体である市町村と相談をしながら、対応について研究してまいりたい。</p>

<p>生活環境の整備</p>	<p>○JR・私鉄の各駅の構内放送で視覚障害者の転落事故防止を呼びかけてはどうか。</p> <p>○駅のホームと車両の高さが違うので大変不便です。また、古い私鉄の駅にも早くエレベーターを設置してほしい。</p> <p>○ホームのエレベーターは元気な者が先に乗るので障害者が後回しになる。エレベーター内で「このエレベーターは車椅子や体の不自由な方が優先です」とアナウンスしてほしい。</p> <p>○障害者用トイレドアを出来ればタッチ型スイッチの自動ドアにしてほしい。</p> <p>○障害者トイレが化粧室になっているので何とかしてほしい。</p> <p>○障害者のいる所の病院に磁気刺激治療器を置いてほしい。</p>	<p>●段差解消やエレベーターの設置等、鉄道駅舎のバリアフリー化は、基本的には鉄道事業者が主体となって実施するものですが、京都府としても一定の要件の下、事業者の積極的な取組に対して財政支援も行っており、今後とも、事業者へ積極的な取組を要請してまいります。</p> <p>●事業者に対して、ソフト面やハード面のあらゆる観点から、バリアフリーのための積極的な取組を推進するよう、様々な機会を通じて要請してまいります。</p>
	<p>○中途失聴・難聴者が、公共の施設の利用や講演会などに参加するためには、OHC、プロジェクターなどが常置され、利用できる環境が必要です。また、補聴器の使える難聴者には磁気ループが必要です。</p> <p>バリアフリーの一つとして多くの公共施設が誰にでも利用できるように明記していただけないか。分からないために解消の進みにくいバリアになっています。</p>	<p>●「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、障害があっても地域社会の一員として自由に移動ができ、社会に参加することのできるまちづくりを目指しており、公共施設についても誰もが利用しやすい施設となるよう、今後とも取り組みを進めてまいります。</p>
	<p>○人材養成の拠点となり、聴覚障害についての専門知識をもって、各地域、各分野の方々への聴覚障害についての啓発、研修などについて業務を担う「聴覚障害者情報提供施設」の整備をしてください。</p> <p>(2件)</p>	<p>●従来から聴覚障害者への支援を行うため、京都聴覚言語障害者福祉協会へ補助・委託を行っているところであり、今後とも支援を行ってまいります。</p>

<p>○情報バリアフリー化の支援について、特に必要でありながら、高額の情報支援機器などについては、試験制度を導入するなどして、各障害者が利用できるよう工夫していただきたい。</p>	<p>●御意見の趣旨を踏まえ、市町村や関係機関と連携し、施策の推進に努めてまいります。</p>
<p>○手話通訳者や要約筆記奉仕員、盲ろう通訳介助者も年々高齢化し、また、「手話通訳者派遣制度」などは社会的な位置づけも低く手話通訳者の時間単価も安いので、若い担い手が育たないなど悪循環になっていると思います。京都府として責任をもって人材養成や社会的な身分の保障をしていただきたい。</p>	<p>●手話通訳者や要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳介助員等の養成事業を実施しているところであり、奉仕員等のあり方については、今後、関係機関の御意見も伺いながら、研究・検討してまいります。</p>
<p>○手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の養成事業の充実、また登録者の学習、研修の機会の拡充が必要だと考えます。とりわけ盲ろう者向け通訳介助員養成講座については緊急の課題であり、内容を充実させ、少なくとも北部で1年に1回開いてください。なお、コミュニケーション支援については原則、利用者負担を求めず、全ての市町村に手話通訳者を配置すべきと考えます。</p>	<p>●養成講座については、受講者の状況、ニーズも踏まえ、関係機関とも協議し、充実を図ってまいります。なお、現在府内にはコミュニケーション支援に関して利用者負担を求めている市町村はございませんが、市町村事業に関する要望につきましては、会議等の機会を捉え、お伝えします。</p>
<p>○各市町村での要約筆記者養成事業は、基礎32時間・応用32時間が必要と考えていますが、現状では基礎課程で精一杯で、応用課程については、京都府主催事業として開催してほしいです。大きく北部・中部・南部の3つの地域にわけて、身近な場所で学べるようにしてほしい。</p>	<p>●養成事業の実施内容につきましては、受講者の状況やニーズ等も踏まえ、関係機関とも相談の上、検討してまいります。</p>

<p>○「要約筆記奉仕員の養成」について、情報保障という支援は、幅広い知識や文章表現力が求められる活動であり「都合がつけばお手伝い」というイメージを持つ「奉仕員」という言葉になじまないと考えています。自立支援法では「要約筆記者の派遣」としており、「要約筆記者は要約筆記奉仕員」と注記しています。「ボランティア」で無く、制度として派遣されるという仕組みが必要で「要約筆記者」という記述にしていきたい。</p>	<p>●現在の他の計画等との整合もあり、同一の表現としております。</p>
<p>○点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者や要約筆記奉仕員の人材の養成について、全市町村で養成するためには、少なくとも福祉圏域で講座を開催できる体制、養成講座講師の充実が必要であり、講師団の編成と研修機会の制度化が必要と思います。</p>	<p>●京都府が養成事業を実施するとともに、市町村においても養成事業を実施しているところであり、関係機関とも相談し、府全体としての養成事業のあり方について検討してまいります。</p>
<p>○障害のある人の地域生活を支える人材の養成・確保について、盲ろう者のための通訳・介助員の養成事業も加えて欲しい。 また、京都府は南北に広いため、養成事業においては、最低1年に北部・南部と2箇所で開催していただきたい。</p>	<p>●御意見の趣旨も踏まえ、盲ろう者向け通訳介助員の養成事業について、本計画に位置づけるとともに、同養成事業について関係機関とも連携し、その拡充を図ってまいります。</p>
<p>○「手話のできる警察職員の養成」と記載されているが、警察だけに留まらず、行政との接点が多い窓口を含めた公務員も養成対象に入れるべきであり、「警察職員」から「警察職員等公務員」と変更していただきたい。</p>	<p>●本項目は特に警察職員を対象にした手話研修を進めることを重点事項として掲げているものであり、京都府では府職員をはじめ市町村職員等も対象とした研修を実施しているほか、手話研修センターでの行政職員向け研修に職員を派遣するなどの取組を進めております。</p>

雇用・就労の充実	<p>○京都テルサのジョブパークですが、いつ見ても人影が少ないようですが、機能しているのですか。相談員の方が手持無沙汰に見えます。</p>	<p>●障害者の就労支援コーナーである「はあとふるジョブカフェ」は、平成20年4月の開設以来、3,000人を超える多くの方に御利用いただいています。今後も、より多くの皆さんに知っていただくため、更に積極的な広報に努めてまいります。</p>
	<p>○障害者就業・生活支援センターについては障害保健福祉圏域ごとに設置となっているが、京都市圏域は人口規模、産業規模、京都府下から京都市内に通勤する労働者（その逆も）が多いことを考えても、1箇所では利用者にとって大変不便である。連携すべきハローワークが京都市内に3箇所設置されていることも鑑み、増設が必要である。また、増設されるまでの経過措置として、圏域を超えた利用など柔軟な対応を検討すべきである。</p>	<p>●障害者就業・生活支援センターについては、平成22年度中に府内すべての圏域での設置を終了する計画であり、今後は、人口規模の大きな圏域においても、支援を必要とする方に適切なサービスを提供できるよう、複数設置について、国に対して要望してまいります。</p>
スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興	<p>○文化芸術の振興について、とっておきの芸術祭以外の地域での啓発活動を含めた取り組みについての推進については、どのように支援するのか。</p>	<p>●障害のある方々が創作する作品に対する、文化的、芸術的価値がますます注目を浴びるようになり、近年、展覧会なども増えていることから、こうした内容についての情報提供等も行ってまいります。</p>
推進体制の整備	<p>○相談支援従事者研修（サービス管理責任者研修）について、受講定員増や年に複数回の実施などの拡大を検討する必要がある。毎年のように定員オーバーによる受講断念が発生している。また、養成研修だけでなく、ステップアップ研修を行い、相談支援の質の向上を。福祉分野だけでなく医療分野にも習熟した相談支援従事者を育成してほしい。介護・福祉人材不足については、処遇改善はも</p>	<p>●相談支援従事者研修（サービス管理責任者研修）については、毎年、養成研修や現任研修を実施しているところであり、今後も引き続き人材育成の充実・強化に努めてまいります。</p> <p>●介護・福祉人材の確保につきましては、昨年度、「介護・福祉サービス人材確保プラン」を策定し、本プランに基づき、関係機関と連携しながら安定的な人材確保・定着に向けた施策を積極的に展開しており、介護・福祉サー</p>

	<p>ちろん人材育成にも力をいれるべきである。</p> <p>(3件)</p>	<p>ビス従事者の育成については、関係団体が行う研修や事業所連携による研修等に対して助成を行い、その専門性やスキルアップ向上を支援しています。</p>
	<p>○相談員制度の充実について、相談支援体制につながっていくところの最も身近な相談者として大変重要な存在であることに即した研修内容にするため、府・圏域・市町村の研修の役割を見直す必要があるのではないか。</p> <p>○相談員制度の充実について、知的障害者相談員の方から相談日にまったく相談が来ないと聞いているが、実態はどのようになっているか。</p>	<p>●京都府としても、身近な相談に応じる相談員の活動は重要であると考えており、毎年度実施している研修内容について、要望もお聞きしながら実施しているところですが、よりよいものとなるよう検討するとともに、市町村等とも連携して相談員制度について周知を図ってまいります。</p>
<p>数値目標</p>	<p>○数値目標の設定根拠はどのようになっているか。実情に合わせたものか。国の方針を割ったものか。</p>	<p>●数値目標につきましては、第2期京都府障害福祉計画で定めるものと同一項目のものは、同一の数値目標としており、各市町村が利用実績や利用者ニーズなどを勘案して定めた数値目標等を基に設定しています。また、その他の項目につきましては、国などの定める数値目標の考え方に合わせたものや、これまでの実績や実情に基づき設定をしています。</p>
	<p>○福祉的就労から一般就労への移行、就労支援の体制づくりについて、養護学校からの一般就労者数と数字を合わせないと、一般就労が促進されているのか分かりにくい。</p> <p>就労移行の事業所ができ、養護学校からあえて卒業時に就職せず、就労移行事業所を経由して就労につくケースが増えるのではないかと思います。そうすれば必然的に数値が増えることになる。</p> <p>高等技術専門学校、職業訓練校など</p>	<p>●福祉的就労から一般就労への移行に係る目標数値については、第2期京都府障害福祉計画で定める福祉施設からの移行の数値目標としており、これは各市町村が利用実績や利用者ニーズなどを勘案して定めた数値目標等を基に設定しています。なお、養護学校卒業後に事業所を経由して就労する場合の数値も勘案されているところです。また、高等技術専門学校や職業訓練校から直接就労するケースは数値には含まれておりません。</p>

<p>との関係はどうなるのか。 教育内容も職業教育中心から変化するのだろうか。全体の連携はどこがまとめているのか。</p>	<p>●就労支援の体制につきましては、圏域の自立支援協議会の就労部会等で関係機関や関係団体により意見交換や情報共有が行われているところです。</p>
<p>○要約筆記者について、計画では、1,620人を3,200人にするとされていますが、2倍ではなく、3倍にあたる4,860人は必要なのではないかと思います。</p> <p>○手話通訳者、点訳奉仕員、朗読奉仕員など一括して3,200人になっていますが、各支援員別に数値目標をかけた上で、実現を図っていただきたい。</p> <p>○要約筆記者は京都市を含め、現在400人程度かと推計しますが、一部の地域に偏っています。全市町村で派遣を実施する為には、全市町村で要約筆記者を養成し登録することが必要です。</p> <p>○「手話通訳者・要約筆記奉仕員点訳奉仕員・朗読奉仕員」に「盲ろう者向け通訳・介助員」を加えてほしい。</p>	<p>●第2期京都府障害福祉計画と同一項目であるため、その数値目標を記載しているところであり、平成26年度末の目標については、次期京都府障害福祉計画の策定時に併せて検討することとしております。</p> <p>なお、本数値目標はあくまでも京都府が養成する人数であり、市町村においても独自に養成事業を実施しているところです。</p>